

28年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等					
					開示	一部開示	非開示	存在	存在応答拒否	1	2	3	4	5	6	7			8	9			
										号	号	号	号	号	号	号			号	号			
1	H29. 1. 26	H29. 2. 6	28才調連第240号「職員の管外出張の実施及び旅費の支出（小笠原村）」に係る精算登録確認書 28才調連第240号「職員の管外出張の実施及び旅費の支出（小笠原村）」に要する資金に係る支出命令書（支出命令番号 00171-01） 28才調連第240号「職員の管外出張の実施及び旅費の支出について（小笠原村）」	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	(2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (4号) 公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	総合調整部 調整課	
2	H29. 1. 26	H29. 2. 6	出張復命書	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		総合調整部 調整課	
3	H28. 12. 9	H29. 2. 8	選手村開発方針検討支援業務委託 報告書 晴海選手村計画に係る基盤整備検討業務委託 報告書	312	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	(3号) 100と開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアルに係る情報であって、これを公にすることにより、100の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (4号) 公にすることにより、テロ等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため。 (5号) 当該事業に関連する関係機関の事業運営に関する情報のうち、未確定な内容、または推測に基づき設定した内容であり、公にすることにより、今後の当該関係機関との検討又は協議の適正な遂行を妨げるおそれがあるため。 (6号) 100と開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアルに係る情報であって、これを公にすることにより、100からの信頼を不当に損なうことになると認められるものであり、オリンピック・パラリンピック準備のための都の今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため。	大会施設部 施設整備第一課		
5	H29. 1. 25	H29. 2. 8	「東京体育館（28）非常用発電機更新工事」に関する設計内訳書	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		大会施設部 施設整備第二課	
6	H29. 1. 25	H29. 2. 8	「駒沢公園」公園総合運動場（28）体育館外灯ほか照明設備改修工事」に関する設計内訳書	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		大会施設部 施設整備第二課	
7	H29. 2. 2	H29. 2. 10	「東京スタジアム（28）改修工事基本設計及び改修整備計画作成業務」の仕様書	110	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		大会施設部 施設整備第二課	
9	H29. 2. 8	H29. 2. 20	小池知事着任から現在までの、知事決裁の公文書情報公開に関する公印の決裁、押印の記録。（オリンピック・パラリンピック準備局分）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		総務部総務課	
10	H28. 12. 27	H29. 2. 21	(1) 作業グループ（第19回） （平成28年12月16日） (2) 事務的協議（第3回） （平成28年12月20日）	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		総務部総務課	
11	H28. 12. 27	H29. 2. 24	関係自治体等連絡協議会第1回幹事会 会議内容 関係自治体等連絡協議会第2回幹事会 会議内容 関係自治体等連絡協議会第3回幹事会 会議内容 関係自治体等連絡協議会第4回幹事会 会議内容 関係自治体等連絡協議会第5回幹事会 会議内容 関係自治体等連絡協議会第3回幹事会 資料 関係自治体等連絡協議会第5回幹事会 資料	132	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		総合調整部 連携推進課
12	H28. 12. 27	H29. 2. 24	関係自治体等連絡協議会第1回幹事会 資料 関係自治体等連絡協議会第2回幹事会 資料 関係自治体等連絡協議会第4回幹事会 資料	163	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	(3号) 組織委員会が独自に入手した第三者の事業に関する情報であり、これらを公にすることにより、組織委員会と情報収集先との信頼関係が損なわれ、組織委員会の事業運営上の地位が損なわれるため。 (5号) 協議に関する情報であって、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 (6号) 当該情報は、100との間で守秘義務が設定されており、公にすることにより、100からの信頼を不当に損なうことになり、今後のオリンピック・パラリンピック関連事業の運営に支障を及ぼすおそれがあるため。	総合調整部 連携推進課	
13	H29. 2. 22	H29. 2. 28	2016年12月26日の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた役割分担・費用負担について」の東京都の回答文	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		総合調整部 連携推進課	